

滋賀県事業継続支援金(第4期)のご案内

3月16日(水)から申請受付開始

URL:<https://shiga-keizokushien.com/>



【支給対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、次の要件にあてはまる方。

- 国の「事業復活支援金」を受給し、県内に事務所または事業所を有する方

〔 2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が2018年11月から2021年3月までのいずれかの同月と比べ30%以上減少した県内中小企業者等 〕

※国の「事業復活支援金」を受給されていない事業者は対象外となります。

(受給されていない事業者は、まずは国の「事業復活支援金」の申請をご検討ください。)

ただし、国の対象とならないいわゆる「みなし法人」については県の支給対象となる場合があります。

【支給額】

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第4期)

第1~3期と第4期は重複受給が可能です。

【申請期間】

令和4年3月16日(水)から7月中旬まで

<お問い合わせ先> 事業継続支援金コールセンター

電話番号: 0570-200-575

開設期間: 平日 9:00~17:00

滋賀県事業継続支援金【第1～4期】について

R4.3.9時点

	支給額	基準月	要件	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
【第1期】 事業継続支援金		2021年 4～6月	①いずれかの月の売上が50%以上減	受付期間 8/4～ 9/30		受付終了									
【第2期】 事業継続支援金	・中小企業等 20万円	2021年 7～8月	①" または ②両月の売上の合計が30%以上減		受付期間 9/29～ 10/29		受付終了								
【第3期】 事業継続支援金	・個人事業主 10万円	2021年 9～10月	①" または ②"			受付期間 11/1～ 11/30		受付終了							
【第4期】 事業継続支援金		2021年 11～ 2022年 3月	国の事業復活支援金を受給している方								受付期間 3/16～7/中		終了時期調整中		

※受付終了日は決まり次第、改めてご案内します。

【参考】国の事業復活支援金 問い合わせ先

事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口

- TEL：0120-789-140
- IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593（通話料がかかります）
 ※受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）
 ※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。
 ※お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。
- URL：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>
- 申請期間 令和4年1月31日（月）～令和4年5月31日（火）
- 申請方法
 公式 HP にて電子申請
 ※電子申請の方法がわからない方や難しい方を対象に、申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを実施します（全ての都道府県に設置：全国64会場）。
- 県内のサポート会場
 ・ 大津会場：英貴ビル2F 滋賀県大津市京町3-2-3
 ※定休日（毎週土曜、祝日）